

## 「幌延深地層研究の確認会議」の開催について

### 1 目的

- ・ 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構という。）より「幌延町における深地層の研究に関する協定書」（以下、三者協定という。）第8条の規定に基づき、幌延深地層研究計画に係る「令和元年度調査研究成果報告」（以下、研究成果という。）及び「令和2年度調査研究計画」（以下、研究計画という。）について、北海道と幌延町に対して提出及び説明がありました。
- ・ 北海道と幌延町は、「三者協定」第14条に基づき「幌延深地層研究の確認会議」設置要綱（以下、設置要綱という。）第4により、「幌延深地層研究の確認会議」（以下確認会議という。）を（以下、「確認会議」という。）を開催する。

### 2 確認項目

- ・ 「成果報告」について、「三者協定」に則り成果をあげているか確認するとともに、「研究計画」について、研究が「三者協定」に則り、昨年度、機構から提出され、道と幌延町が受け入れた「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に即して進められているか確認する。
- ・ 道から原子力機構への「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」受け入れの回答文書で原子力機構に実施を求めた事項について確認する。

### 3 構成員

「設置要綱」第3により次のとおりとする。

- ・ 北海道：経済部環境・エネルギー局長（座長）、宗谷総合振興局産業振興部長
- ・ 幌延町：副町長、企画政策課長

### 4 会議の開催

「設置要綱」第4により、次のとおりとする。

- ・ 原子力機構の出席により説明聴取などを行うほか、国立研究開発法人である原子力機構の所管官庁である文部科学省及び経済産業省に対しても必要に応じ出席を求める。
- ・ 専門有識者を招へいし、道や幌延町とともに、研究成果等の内容について疑問点を含め原子力機構に確認するほか、確認会議の場などで疑問点や課題について意見の発言などを求める。

### 5 会議の開催時期と回数

8月下旬以降から複数回を予定

## 6 会議の公開

- ・ 会議は原則公開とし、開催前にHP等により開催を周知する。傍聴については、会議の運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。
- ・ 配布資料、議事要旨などはHPを通じて公開する。ただし、特段の事由により非公開とする場合は、理由を明示するものとする。

## 7 これまでの経過

- ・ 5月1日 原子力機構から道及び幌延町に対し、「令和2年度調査研究計画」の提出
- ・ 6月5日 原子力機構から幌延町に対し、「令和2年度調査研究計画」の説明
- ・ 6月26日 原子力機構から幌延町に対し、「令和元年度調査研究成果報告」の提出・説明
- ・ 6月29日 原子力機構から道に対し、「令和元年度調査研究成果報告」の提出・説明
- ・ 7月3日 道民から研究成果・研究計画に関する質問募集（～8月3日）
- ・ 7月7日 幌延周辺市町村へ道から道民から「令和元年度調査研究成果報告」及び「令和2年度調査研究計画」について説明
- ・ 7月15日 原子力機構が幌延町で住民説明会開催
- ・ 7月21日 原子力機構が札幌市で住民説明会開催